

(株)グローバルが改造・販売したキャンピング車へのリコール勧告について

国土交通省では、(株)グローバルがトヨタ・ハイラックスをベースとして後輪を単輪から複輪に改造・販売したキャンピング車（販売台数82台）について、後軸内のアクスルシャフトが折損し車輪が脱落するおそれがあるにも関わらず、同社がリコール勧告に従わなかったことを受け、国土交通省より日整連を通じて当会に対し、通達がありましたのでお知らせいたします。

なお、平成21年6月1日以降は、アクスルシャフトを交換していない車両については保安基準不適合となるとともに、道路運送車両法に基づき必要な改修を命ずる整備命令の対象となり、保安基準適合証を交付した場合は行政処分の対象となります。

対象車両が入庫した場合はご注意ください。

改善処置がされてない車両の取り扱い

	認証工場 継続検査	指定工場 保安基準適合証
5月31日以前	合格 (留意事項①参照)	交付可能(留意事項①、②参照)
6月1日以降 (整備命令発令)	不合格 (留意事項③、④参照)	交付不可能 交付した場合処分の対象となる (留意事項④、⑤参照)
改善済の判別	局、支局等へ連絡し、改善済みであるか確認する。	

※改善措置が実施されていれば保安基準に適合します。

※改善に係る工賃、部品代はユーザー負担になります。

留意事項

①5月31日以前であれば改善措置を講じていない車両でも検査は合格するが、ユーザーに対し改善処置（有償）を進める。また、6月1日以降は、保安基準不適合となるとともに、整備命令が発令されることを伝える。

【記録簿への記載】

車検と同時に改善措置を実施した場合：記録簿に改善実施の旨を記載する。

②完成検査日が5月29日（金）以前であれば改善措置を講じていない車両でも保安基準適合証の交付は可能であるが、6月1日以降は整備命令の対象になる関係上、5月29日（金）までに継続検査の申請が必要となる。

③6月1日以降、改善措置を講じていない車両は継続検査において、保安基準不適合と判断される。

④6月1日以降、改善措置を講じていない車両に対しては、指定工場においては保安基準適合証を交付しないよう、また、認証工場においては持ち込み検査を行わないようにする。

【記録簿への記載】

車検と同時に改善措置を実施した場合：記録簿に改善実施の旨を記載する

⑤6月1日以降に完成検査を行い、指定整備事業者が保安基準適合証を交付した場合、原則として処分の対象となる。

※定期点検等で入庫した際は、ユーザーに対し改善処置（有償）を進める。また6月1日以降は、整備命令の対象となることを伝える。



該当車両の写真

グローバル関連82台車両一覧

連番	ナンバー	車台番号
1	旭川	LN1060087459
2	旭川	LN1060063657
3	旭川	LN1060071987
4	旭川	LN1060055521
5	帯広	LN1060049660
6	北見	LN1060049612
7	札幌	LN1060095704
8	札幌	LN1060090405
9	札幌	LN1060052894
10	札幌	LN1060063575
11	函館	LN1060084632
12	秋田	LN1060081210
13	秋田	LN1060103715
14	秋田	LN1060102357
15	岩手	LN1060001173
16	岩手	LN1060036356
17	岩手	LN1060090425
18	福島	LN1060094765
19	仙台	LN1060102299
20	宮城	LN1060094877
21	宮城	LN1060099961
22	山形	LN1060077112
23	庄内	LN106-0043885
24	水戸	LN1060133962
25	群馬	LN106-0081050
26	群馬	LN1060087464
27	群馬	LN106-0090362
28	群馬	LN1060017115
29	宇都宮	LN1060052895
30	山梨	LN1060106808
31	山梨	LN1060077711
32	石川	LN1060084385
33	富山	LN1060106873
34	長野	LN1060099963
35	松本	LN1060079909
36	松本	LN1060079947
37	松本	LN1060079969
38	長野	LN1060100669
39	長野	LN1060034435
40	新潟	LN1060013747
41	長岡	LN1060020123
42	豊橋	LN1060133897
43	豊橋	LN1060043967
44	豊田	LN1060090446
45	飛弾	LN1060106862
46	岐阜	LN1060081132
47	岐阜	LN1060049799
48	岐阜	LN1060073885
49	岐阜	LN1060063631
50	岐阜	LN1060071867

連番	ナンバー	車台番号
51	静岡	LN1060087492
52	富士山	LN1060094947
53	静岡	LN1060084365
54	静岡	LN1060055488
55	浜松	LN1060059572
56	京都	LN1060103777
57	京都	LN1060087470
58	滋賀	LN1060005039
59	奈良	LN1060081082
60	神戸	LN1060103690
61	神戸	LN1060090385
62	岡山	LN1060133905
63	岡山	LN1060094887
64	鳥取	LN1060102387
65	広島	LN1060063590
66	福山	LN1060077841
67	高知	LN1060126111
68	鹿児島	LN1060097150
69	鹿児島	LN1060079994
70	鹿児島	LN1060087552
71	鹿児島	LN1060097207
72	熊本	LN1060021938
73	佐賀	LN1060073876
74	長崎	LN1060100633
75	筑豊	LN1060073925
76	筑豊	LN1060097798
77	筑豊	LN1060073997
78	筑豊	LN1060077739
79	福岡	LN1060034480
80	北九州	LN1060073943
81	北九州	LN1060059655
82	沖縄	LN1060097188

(問い合わせ先)

- 国土交通省自動車交通局技術安全部
審査課リコール対策室：03-5253-8111
内線42352
(受付時間9:30~18:15)
- トヨタ自動車（株）（補修部品の問い合わせ）
お客様相談センター：0800-700-7700
(受付時間9:00~18:00)

「特定商取引に関する法律施行令の一部を改正する政令」について

特定商取引に関する法律（改正法）において、「自動車分解整備事業者が行う自動車の点検又は整備」が適用除外となる旨の政令が規定されました。（平成21年4月3日 政令第117号）

平成20年6月に成立した「特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律」による改正後の、「特定商取引に関する法律」（改正法）においては、規制の対象となる商品・役務を指定する方式を廃止し、訪問販売等では原則すべての商品・役務が規制の対象となる等の改正が行われることとなります。また、「特定商取引に関する法律施行令の一部を改正する政令」はこうした法改正に伴う措置として、

- ・他の法律によって、消費者被害を引き起こすような不当な勧誘・販売行為への対処が可能なものについて、訪問販売等に関する法の適用を除外する。
 - ・クーリング・オフ規定等が、その商品等の性質上馴染まないと考えられる場合を規定し、法の適用を部分的に除外する。
- 等の措置を講じるものであります。

この政令施行によって、「自動車分解整備事業者が行う自動車の点検又は整備」が、同法から適用除外となりました。

施行日については、改正法公布の日（平成20年6月18日）から1年6か月以内に施行されることとなっています。

日整連では、消費者庁の設置等、消費者（自動車ユーザー）保護に関する意識が高まる昨今の状況を踏まえ、さまざまな法令のうち自動車整備事業者に関する法令と内容等をまとめた「消費者保護推進パンフレット（仮称）」を現在作成中です。

「不正改造車を排除する運動」への積極的な取組みについて

国土交通省より、不正改造車を排除する運動への協力依頼がありましたのでお知らせいたします。本運動の趣旨、実施事項等を踏まえご協力をお願いします。

「不正改造車を排除する運動」実施要領（抜粋）

平成21年4月
国土交通省自動車交通局

第1 目的

我が国の自動車保有台数は、平成20年12月末現在で約7,920万台を超えており、自動車が国民生活に十分定着した移動・輸送手段となっている。一方、交通事故による死傷者数は、近年減少しているものの、年間90万人を超える状況が続いている。

このような状況の中、暴走行為、過積載等を目的とした不正改造車は、安全を脅かし道路交通の秩序を乱すとともに、排出ガスによる大気汚染、騒音等の環境悪化の要因ともなっている。

また、最近では、新規検査又は予備検査を受けた後に自動車の一部部品を取り付ける不正な二次架装や大型貨物自動車の速度抑制装置（スピードリミッター）の不正改造、保安基準に適合しないマフラーによる騒音等が社会問題となり、その排除が強く求められているところである。

このため、車両の安全確保・環境保全を図ることにより、国民の安全、安心の確保を確実に実現していくため、「不正改造車を排除する運動」を全国的に展開する。

第2 実施機関

国土交通省及び自動車関係33団体で構成する「不正改造防止推進協議会」が中心となって、内閣府、警察庁、農林水産省、経済産業省及び環境省の後援並びに自動車検査独立行政法人、軽自動車検査協会の協力のもとに本運動を実施する。

第3 実施期間

「不正改造車を排除する運動」は、年間を通じた運動とするが、平成20年6月1日（月）から6月30日（火）までの1ヶ月間を「不正改造車排除強化月間」（以下、単に「強化月間」という。）とし、特に重点をおいて運動を実施する。

第4 重点実施事項

1. 重点排除項目

次に掲げる不正改造事例の排除に重点をおいて「不正改造車を排除する運動」を実施するものとする。

また、自動車使用者へのアンケートの結果等を踏まえ、特に認知度が高く社会的に排除の要請が大きい（4）については、強化月間に街頭検査等において特に重点的に排除に努めるものとし、認知度が低く、使用者が自覚せずに不正改造を行っているおそれのある（1）、（2）、（3）及び（6）については、年間を通じ、広報等において特に重点的に啓発に努めるものとする。

- （1）視認性、被視認性の低下を招く窓ガラスへの着色フィルム等の貼付及び前面ガラスへの装飾板の装着
- （2）クリアレンズ等不適切な灯火器及び回転灯等の取付け
- （3）タイヤ及びホイールの車体外へのはみ出し
- （4）騒音の増大を招くマフラーの切断・取外し及び基準不適合マフラーの装着
- （5）土砂等を運搬するダンプの荷台さし枠の取付け及びリアバンパーの切断・取外し
- （6）基準外のウイングの取付け
- （7）不正な二次架装
- （8）大型貨物自動車の速度抑制装置の不正改造
- （9）ディーゼル黒煙を悪化させる燃料噴射ポンプの封印の取外し
- （10）不正軽油燃料の使用

2. 重点実施事項

（1）自動車使用者への啓発

年間を通じ、重点排除項目にあるような不正改造の具体的な事例を紹介し、自動車使用者の不正改造に関する認識向上を図る。この際、（第4）1.（1）、（2）、（3）及び（6）について、特に重点的に認識向上に努めるものとする。

また、強化月間においては、マスメディア等を併せて活用しつつ、自動車使用者（特に10代、20代）に対し重点的かつ直接的に啓発活動を行う。

（2）街頭検査の実施

警察等関係機関の協力を得ながら街頭検査を実施する。その際には、原動機付自転車も対象とし、不正改造されていた場合等には警告書を交付するとともに、報告を求める。

また、強化月間においては、（第4）1.（4）の排除に特に重点を置いた街頭検査を実施するものとする。

（3）支局等構内検査の実施

申請や変更登録等のために支局等に来所した車両について、特に強化月間に重点をおいて検査を行い、不正改造をしていた場合には整備命令書の交付等を行う。

(4) 迷惑改造車相談窓口（不正改造車110番）の設置・情報収集の充実

年間を通じ、地方運輸局及び運輸支局に迷惑改造車相談窓口（以下、「不正改造車110番」という。）を設置する等により、不正改造車に関する自動車使用者等からの相談に応じるとともに、自動車使用者、関係事業者等から不正改造に関する情報を収集する。

強化月間においては、不正改造車110番の認知度向上のための広報活動をするとともに、自動車使用者等に対し、積極的な情報提供を呼びかける。

(5) 自動車使用者に対し警告ハガキを送付

年間を通じ、不正改造車110番に寄せられた情報等を基に不正改造車（疑わしい車両を含む。）の自動車使用者に対して警告ハガキを送付し、不正改造部分の改修を促すとともに、改修結果等の報告を求める。

(6) アンケート調査の実施

強化月間に実施するイベント等の機会をとらえ、自動車使用者等に対し、不正改造に対する認識に関するアンケート調査を実施する。

(7) 不正な二次架装に対する報告徴収及び立入検査

年間を通じ、不正改造等を行った者に対する報告徴収及び立入検査権限の規定を有効に活用し、不正な二次架装の抑止・早期発見及び架装メーカー、販売会社、自動車使用者に対する指導等を行う。

また、街頭検査における情報、不正改造車110番に寄せられた情報、警告ハガキの報告内容等を活用することにより、必要に応じて不正改造施工者に対する報告徴収及び立入検査を行う。

(8) 整備事業者等による適正な整備・改造の推進

整備事業者等においては、自動車使用者等に対し、不正改造事例の紹介及び自動車部品・用品等の適切な取付方法等の周知を図るとともに、不正な改造となるような整備・改造の依頼を受けないようにする等により、適正な整備・改造の推進を図る。

各事業者の行うべき実施事項

区分	実 施 事 項	実 施 内 容
認証・指定整備事業者	1) 適正な整備・改造の推進	<p>① 日整連が作成する「不正改造防止マニュアル」等を活用するとともに、担当責任者等を定めて、改造の受注、点検・整備の実施及び納車時の確認等の適正化に努める。</p> <p>② 不正な改造となるような整備等の依頼があった場合等には、自動車使用者に対し、「不正改造となり、犯罪であること」を理解してもらうよう努めるとともに、そのような依頼を受けないよう、従業員を啓発する。</p> <p>③ 車検取得後に不正に二次架装をされた車両が入庫した場合には、復元、記載変更の手続き又は構造変更の手続きが必要であること及び手続きについて車両を購入した販売店又は車両を架装した架装メーカーに相談すべきことを、使用者に対して周知する。</p>
	2) 従業員に対する指導等	<p>「不正改造防止マニュアル（日整連作成）及び「不正改造車排除マニュアル」（日整連作成）を活用しつつ、不正改造の防止に係る整備主任者、自動車検査員等に対する指導を実施する。</p> <p>また、本運動の趣旨、実施事項等について併せて周知する。</p>

3) 自主点検の実施	<p>事業場ごとに運動実施責任者を選任し、従業員等の車両を含む事業場内の車両の状況（不正改造の有無）、不正改造防止についての事業場内の管理体制、不正改造車への対応と措置等について、点検票による定期的な自主点検の実施に努める。</p> <p>なお、運動実施責任者は、各事業場において、事業場の代表者、事業場管理責任者等の従業員を監督する地位を有する者の中から選任すること。</p>
4) 不正改造車に関する情報等の提供	<p>不正改造車に関する情報等を入手した場合には、運輸支局等に情報を提供するよう努める。</p>

ディーゼルクリーン・キャンペーンの実施について

国土交通省は、自動車関係諸団体等と協力し、使用過程ディーゼル車が排出する大気汚染物質等の低減の諸活動に取り組みます。

下記実施要領に基づき大気汚染物質等の一層の低減について、「ディーゼルクリーン・キャンペーン」を全国的に展開しますので積極的にご協力をお願いします。

ディーゼルクリーン・キャンペーン実施要領（抜粋）

平成21年4月
自動車交通局

1. 重点実施期間

(1) 「不正改造車排除強化月間」

(平成21年6月1日（月）から6月30日（火）までの1か月間)

(2) 「自動車点検整備推進運動強化月間（秋季実施予定）」

(平成21年10月1日（木）から10月31日（土）までの1か月間)

2. 実施事項

本キャンペーンの実施にあたっては、同時期に実施される「不正改造車排除強化月間」及び「自動車点検整備推進運動強化月間（秋季実施予定）」の主旨と整合性をとりながら連携して実施する。

1. 「不正改造車排除強化月間」中は、不正改造車の排除の観点から、燃料噴射ポンプの封印の取り外し、不正軽油の使用等による黒煙の悪化車両を排除させることを重点とし、以下の事項とする。

(1) ポスター掲出、チラシの配布

各実施機関は、キャンペーンの期間中、ポスターを掲出及びチラシの配布を行う。

(2) 黒煙濃度チャートの配布

国土交通省は、街頭検査等の際に自動車使用者に黒煙排出濃度を簡易的にチェックできる黒煙濃度チャートを配布し、黒煙濃度の点検の励行を指導する。

(3) 街頭検査の実施

①黒煙及び燃料（配備された硫黄分濃度測定器による検査。（以下同じ。））を重点項目とした街頭検査を全国的に実施する。特に、黒煙測定をした結果基準値を超える自動車については、燃料噴射ポンプの封印チェック等を行う。

②地方整備局、都道府県税務担当部局と連携した街頭検査を実施するよう努める。

(4) 通報制度を活用した自動車の使用者等の指導

運輸支局（沖縄総合事務局においては陸運事務所）に迷惑黒煙相談窓口（黒煙110番）を設置し、通報を受けた自動車ユーザーに対し、ハガキを送付することにより自主点検等の指導をする。

(5) 整備事業者による入庫車の点検

入庫したディーゼル車の使用者に点検指導を行うとともに燃料噴射ポンプの封印チェック等を重点的に行う。

(6) 会報等による広報

各実施機関は会報、機関誌等により会員等に「ディーゼルクリーン・キャンペーン」の実施について周知する。

2. 「自動車点検整備推進運動強化月間（秋季実施予定）」中は自動車の点検整備の推進の観点から、自動車使用者等に適切な点検・整備等の必要性の説明及び指導することを重点とし、以下の事項とする。

(1) ポスター及びチラシの掲出等

各実施機関は、キャンペーンの期間中、ポスターを掲出及びチラシの配布を行う。

(2) 黒煙濃度チャートの配布

国土交通省は、街頭検査等の際に自動車使用者に黒煙排出濃度を簡易的にチェックできる黒煙濃度チャートを配布し、黒煙濃度の点検の励行を指導する。

(3) 街頭検査の実施

①黒煙及び燃料を重点項目とした街頭検査を全国的に実施する。特に、点検・整備の重要性及び不正軽油が及ぼす安全・環境上懸念される問題等について説明するなどし、指導を行う。

②地方整備局、都道府県税務担当部局と連携した街頭検査を実施するよう努める。

(4) 運送事業者による自主点検等

バス事業者及び貨物運送事業者の整備管理者は、キャンペーンの期間中、黒煙濃度の悪化に大きな影響を与えるエア・クリーナ・エレメント、燃料フィルタ、燃料噴射ポンプ等の点検・整備を重点的に実施する。また、運行前に黒煙濃度チャートを用いて黒煙濃度をチェックし適切に整備がされている状態よりも多量に黒煙が排出されている場合には整備を行う等の措置を講ずる。

(5) 通報制度を活用した自動車の使用者等の指導

①運輸支局（沖縄総合事務局においては陸運事務所）に迷惑黒煙相談窓口（黒煙110番）を設置し、通報を受けた自動車ユーザーに対し、ハガキを送付することにより自主点検等の指導をする。

②各都道府県トラック協会及び各都道府県バス協会は、協会に黒煙の排出量が多い旨の通報等のあった者に対して改善を指導する。

(6) 整備事業者による入庫車の点検

使用者の理解を得て黒煙濃度の測定、エア・クリーナ・エレメント等の点検・整備等を実施する。

(7) 運転者に対する指導

バス事業者及び貨物運送事業者は、運転者に対して急発進、急加速等を避けた無理のない運転方法について指導する。

(8) 会報等による広報

各実施機関は会報、機関誌等により会員等に「ディーゼルクリーン・キャンペーン」の実施について周知する。

3. 実施体制

国土交通省は、本実施要領に基づき、地方運輸局に対して本運動への支援等を指示するとともに、円滑な街頭検査の実施にあたり、自動車検査独立行政法人に支援を求めるとともに、自動車関係団体に対して、本運動の趣旨の徹底、実施方法等の指導を行う。

期間中、同省および関係機関は、様々な啓発運動を全国的に展開。6月は不正改造車排除の観点から燃料噴射ポンプの封印チェックを行うよう、整備業界へ入庫車両の点検を推進する。

また、各運輸支局等に迷惑改造車相談窓口「不正改造車110番」や迷惑黒煙相談窓口「黒煙110番」を設置。一般の方などから寄せられた情報に基づいて、迷惑黒煙排出車については自主点検等の指導、不正改造行為については改善を求めると共に必要に応じて厳正に対処するとしている。

街頭検査実施結果について

定期点検整備の促進と不正改造車排除を図るため、標記街頭検査が実施されました。なお、検査結果は次のとおりです。

日 時	実施場所	参 加 者	摘 要
4月7日(火) 13:30~16:00	中巨摩郡昭和町 (中央高速 甲府昭和IC)	運輸支局 4名 独立行政法人 2名 甲府南支部 5名 振興会 2名	総検査車両数 124台 不良車両数 7台 内整備命令 0台 口頭警告 7台 車検切れ 0台

甲府南支部の皆様、ご協力ありがとうございました。

点検整備啓発活動について

「春の全国交通安全運動」の一環として点検整備啓発活動が下記のとおり行われ、点検整備促進チラシ等の配布を行いました。

日 時	実施場所	参 加 者
4月14日(火) 14:00~15:00	中央自動車道 談合坂サービスエリア (上り線)	運輸支局 3名 上野原支部 5名 振興会 2名

上野原支部の皆様、ご協力ありがとうございました。

騒音計検定のお知らせ（指定工場の皆様へ）

標記検定が下記により実施されます。

指定整備工場においては、騒音計有効期間（前回検定から5年間）の確認を行い、該当する場合は必ず検定を受けられますようお知らせいたします。

検定の有効期限を越えてしまいすると、指定整備が行えませんのでご注意下さい。

記

◇日 時 平成21年5月27日(水) 10:00~15:00
(受付 10:00~14:00)

◇場 所 整備振興会 実習場

◇実施者 (財)日本品質保証機構 計量計測センター

TEL 03-3416-5562

◇検定料 19,100円

平成21年度マイカ一点検キャンペーンツール

『マイカ一点検キャンペーン』（自動車点検整備促進全国キャンペーン）は、国土交通省、警察庁の指導のもとに、各都道府県整備振興会及び自動車整備事業者が自動車ユーザーに自動車の構造及び点検整備の知識を啓発し、適正な自動車使用についての理解と整備事業者とのコミュニケーションを深めることにより、点検整備の実施促進を図り、自動車の事故防止等に資することを目的に実施されるものです。

「てんけんくん」をキャラクターにしたキャンペーンツールも昨年と同様に、のぼり、横断幕、マイカハンドブック、ウェットティッシュ、ハンドタオル等色々な種類が用意されています。

自動車ユーザーの保守管理責任の意識向上並びに自主的な点検整備の推進等を訴えるツールとしてこれらのキャンペーンツールを上手に活用し、点検整備の促進と集客アップにお役立て下さい。

キャンペーンツール購入ご希望の事業場は、JASPAニュース5月号24～25ページをご覧頂き、指導課までお申込み下さい。

圧縮天然ガス（CNG）自動車講習会を開催します

標記講習会を下記により開催します。

CNG自動車の燃料装置の点検整備、検査者については、平成10年10月1日より、一定の条件を備え、運輸支局長の行なうCNG自動車に関する講習を修了した者とされています。

- ◇ 講習日 平成21年6月24日（水） 9：30～17：00
- ◇ 講習会場 (社)山梨県自動車整備振興会
- ◇ 対象者
 - (1) 整備主任者
 - (2) 自動車検査員
 - (3) 整備管理者又は整備管理者に準ずる者
- ◇ 受付期間 平成21年5月11日（月）～6月12日（金）まで
- ◇ 受講料 8,000円（テキスト代込み）
- ◇ 申し込み 申込書は、巻末にあります。
また、振興会ホームページ <http://www.ams.or.jp> の会員ページの会報からも
プリントアウトできます。
必要事項を記入の上、受講料を添えて指導・教育部門までお申し込み下さい。

平成21年度第1回「自動車整備士技能検定試験」の実施について

- ◇ 種目 二級シャシ自動車
- ◇ 受付期間 平成21年5月7日（木）～5月15日（金）
- ◇ 学科試験 平成21年7月15日（水）
- ◇ 申請方法 申請書は、指導・教育部門窓口にあります。
- ◇ 受験資格 3級又はタイヤ、車体合格後2年以上の実務経験者
 - 注）実務経験の短縮
 - ・大学機械科卒業者
 - （機械工学、航空学科等） 1年以上
 - （自動車科、自動車整備科） 1年6月以上
 - ・高校機械科卒業者 1年6月以上

◇ 申込時に持参するもの

- ①申請書（教育課窓口にあります）
- ②受験手数料（用紙代等を含む） 7,400円
- ③3級又は自動車車体の合格証
- ④実務経験短縮者（専門学校卒業生）は卒業証書
- ⑤印鑑
- ⑥はがき2枚（受験者の住所、氏名を記入して下さい）

平成21年度第1回「自動車検査員教習」が実施されます

自動車検査員資格を取得するための教習が下記により実施されますのでお知らせします。

◇ 受付期間 平成21年5月11日（月）～5月15日（金）

◇ 教習日程 平成21年6月18日（木）
6月22日（月）
6月26日（金）
6月29日（月）

◇ 教習時間 9：00～17：00

◇ 試問日 平成21年7月7日（火）

◇ 教習受講の資格

教習受講の資格は、「指定自動車整備事業業務取扱要領」第11条に定める者（教習開始日の前日において、整備主任者として1年以上の実務経験を有する者）であって、次の各号の一に該当する者。

- (1) 指定自動車整備事業の指定を受けている事業場に従事している者
 - (2) 指定自動車整備事業の指定を受けようとしている事業場に従事している者
 - (3) 上記(1)及び(2)に勤務を予定している者
- なお、直近の整備主任者（法令）研修を受講していること。

◇ 受講料 19,000円（資料代を含む）

◇ 教習会場 (社)山梨県自動車整備振興会

◇ 受付場所 指導・教育部門窓口

◇ 申請時にお持ちいただくもの

- ①申請書2枚（申請書は振興会指導・教育部門窓口にあります。また、振興会ホームページ <http://www.ams.or.jp> の会員ページからもダウンロードできます。）
- ②写真 2枚（4cm×3cm）申請書に貼付
- ③ハガキ3枚（申請書の氏名・郵便番号・住所を記入）
- ④自動車整備技能者手帳（整備主任者法令研修の受講を確認します）

自動車検査員教習特別講習会を実施します

自動車検査員教習試問合格に向けた特別講習会を開催致します。試問合格率アップを目的とした勉強会となりますので、自動車検査員教習の申請者は受講することをお勧めします。

◇受付期間 平成21年5月11日(月)～5月29日(金)

◇日 程 平成21年7月 1日(水)

7月 3日(金)

7月 6日(月)

◇講習時間 9:00～17:00

◇会 場 整備振興会

◇申請書類 自動車検査員特別講習受講申込書1部

(検査員教習受講申請時に受講料を添えて併せてお申し込み下さい。)

◇受 講 料 9,000円

平成20年度第2回自動車整備士技能登録試験結果

標記登録試験が、3月22日(日)、(社)山梨県自動車整備振興会において実施されました。

結果は下記の通りでした。

種類	項目	112期 受講生	その他 受験者	合計
1級小型	受験者	0	19	19
	合格者	0	1	1
	合格率(%)	0	5	5
2級ガソリン	受験者	16	45	61
	合格者	13	36	49
	合格率(%)	81	80	80
2級ジーゼル	受験者	0	44	44
	合格者	0	33	33
	合格率(%)	0	75	75
2級シャシ	受験者	24	0	24
	合格者	24	0	24
	合格率(%)	100	0	100
3級ガソリン	受験者	19	27	46
	合格者	17	23	40
	合格率(%)	89	85	87
3級シャシ	受験者	0	2	2
	合格者	0	2	2
	合格率(%)	0	100	100
合計	受験者	59	137	196
	合格者	54	95	149
	合格率(%)	92	69	76

故障探求技法 STEP UP 講習会

コードリーダーやスキャンツールは今後整備業界の必要ツールと考えます。
使用方法のみの講習でなく、故障部位を判定する技術に対しての講習を各ステップに分けて行います。

各整備士の技能復習の場としてまた、技能向上の場として皆様方のご参加をお待ちしております。

各ステップは、独立していますので単独の受講や、通しての受講も可能です。

(例として、STEP 1のみの受講。STEP 2と3のみの受講。STEP 1～3の受講など)

◇受講申込期間 平成21年5月12日（火）～平成21年6月5日（金）

◇講習日及び講習時間 9：20～16：00

STEP 1	6月17日（水）	6月25日（木）	
STEP 2	7月15日（水）	7月22日（水）	8月12日（水）
STEP 3	8月19日（水）	8月26日（水）	9月 2日（水）

◇講習概要

STEP 1. 電気の基礎及びボディー電装品の簡易な故障探求について

- ①電位・電流・抵抗（抵抗による電流、電位の変化）
- ②回路の理解（回路の理解及び回路上の電位変化・システム図、理論電位を理解し電位図の作成）
- ③サーキットテスターの使い方（サーキットテスターの特性・回路図及び作成したシステム図からサーキットテスターで測定場所を特定・測定から故障判定）

STEP 2. コードリーダーを使った故障診断方法

- ①オシロスコープの使い方（オシロスコープの取扱い及びプローブ較正・波形の止め方、波形の読み方）
- ②コードリーダーの使い方（ダイアグコードから故障系統を判断・故障系統判断から測定箇所の絞込み）
- ③故障探求技法の理解（正常状態を知りえた上での、故障箇所の絞込み・ファインネスの活用）

STEP 3. スキャンツールを使った故障診断方法

- ①スキャンツールの使い方（取扱い及び故障探求・ファインネスの活用）
- ②故障探求技法の理解（故障箇所の絞込み・ファインネスの活用）

◇受講料

STEP 1	3,000円（2日間）
STEP 2 及び STEP 3	各6,000円（3日間）

講習概要を確認の上、巻末の申込書をFAXまたは、教育課までお願いします。